

令和8年度 町税等収納事務運営方針

本町では、税・使用料等の収納機会拡大のため、口座振替の推進やコンビニ納付、スマートフォン決済による納付に加え、地方税共通納税システムでの納付を導入するなど、納付しやすい環境づくりを進め、住民の利便性向上、納期内納付促進を図ってきました。また各種税・使用料等収納率向上推進本部を設置し、目標収納率の設定による進行管理を行っています。

税は、公平な課税と公平な徴収の両面によって公平性が担保されるものであり、発生した滞納には適切な滞納整理を進め、公平性を確保していく必要があります。また料金は、特定の行政サービスを受ける、あるいは町と一定の契約に基づいて利益を受けるなど、町民が個別に負担すべきものですが、税と成り立ちや目的は異なっても、いずれも町として、公正に徴収すべきものであることには変わりありません。

本町ではこれまで、滞納整理の適時実施、税においては行政サービスの制限措置等のほか、平成27年度から税及び一部使用料等の収納率向上や業務効率化を目的として「公金徴収一元化」を実施しています。

今後とも「一元化」のメリットを最大限発揮できるよう随時検証を行いながら、相談業務体制及び滞納情報管理の充実を図っていきます。

以下、令和8年度の町税等収納事務運営方針を次のとおり策定します。

1 収納目標

令和8年度の町税収納率は、物価高騰の影響を考慮し、かつ、令和7年度の町税収納率が令和6年度と同率（99.4%）で推移したことから、現年分は前年度同様の99.8%、滞納繰越分は過去5年分平均値の31.3%、現年・滞繰合計99.3%を目標とする。

国民健康保険税及び一部使用料等の収納率についても、町税に準じて目標を設定する。

2 滞納整理の基本姿勢

滞納整理は、納付相談・指導・督促等により完納に導くが、単に繰り返しの文書催告で滞納者の来庁を待つのではなく、納付相談に応じない、納付に対し誠意のない、町税又は町税との重複滞納がある使用料等滞納者には、催告書による告知内容に基づく財産調査（給与、預貯金、不動産、生命保険、その他の債権）を確実にを行い、当該調査結果を活用し滞納整理を進める。

また、一度に納付できない場合は納付相談に応じ、納付計画書を作成し納付誓約書を提出させたうえで分割納付を認めるものとするが、毎月納付しなければならない現年度債権は納付誓約に含めないものとし、地方税法第15条に基づく徴収の猶予以外については督促及び延滞金を通常の滞納者と同様に取り扱う。

なお、徴収職員が滞納者と交わした納付相談・折衝の内容は必ず記録し、トラブル

ル等があった場合には、速やかに係内・課内及び関係課職員と情報共有を行うとともに、早期解決を図るものとする。

(1) 滞納者の実態把握

的確かつ円滑な滞納整理を進めるためには、滞納原因、家族構成、生活状況、職業・勤務先、事業内容等、滞納者に関する情報を数多く収集・把握に努めることが必要である。

特に、町税又は町税と使用料等との重複滞納がある滞納者は財産調査を徹底し、資力があるにも関わらず納付をしない、誠意のない悪質滞納者は滞納処分を行う。

(2) 納付相談の徹底

滞納額が多額に及ぶ、資力が乏しいなど一括納付が困難な場合は、負担能力に応じた分納計画を作成し、計画的な納付を進める。止むを得ず少額分納を行う場合は、未納を増やさないことを基本に、半年を目途に資力の確認を行い、増額に繋がるよう納付相談を徹底する。

(3) 臨戸徴収の考え方

納付にあっては、口座振替を督促し納期内納付の促進を図るとともに、コンビニ納付等の昨今の納付手段拡大の背景から、臨戸徴収は、高齢者や障がい等を有するなど自力で納付が困難な場合を除き行わないものとし、止むを得ず臨戸する場合であっても、長期にわたる継続訪問とならないよう留意する。

(4) 納付相談窓口の夜間延長

毎月概ね2日間（中旬、月末各1日）について、納税係の窓口の夜間延長を行い、電話による集中催告を遂行するとともに、納付相談・収納による滞納整理の強化を図る。

(5) 行政サービス制限措置の活用

町税等においては「町税等の滞納に対する特別措置に関する条例」の趣旨を踏まえ所管課との連携を図り、滞納者に対して速やかな納付又は納付誓約書の提出に繋げ、納付の推進を図る。

(6) 職員相互の協力

全ての職員は、地方公務員法及び地方税法等を遵守しつつ、情報の共有と業務連携を図り、町税及び使用料等の収納確保に努める。

(7) 町外滞納者対策

町外在住の滞納者については、文書催告及び電話催告を実施するほか、納付の履行が無いなど納付意思が見られない町税等滞納者に対しては、各種調査を行うとともに滞納処分を執行し、私債権の滞納者に対しては、所管課と連携し支払督促等の検討を行う。

(8) 法人に対する納付対策

法人に対しても個人と同様に適時催告を行い、年度内の完納に導く。

(9) 給与差押にあたって留意すべき事項

給与差押を行う際には、事前に給与差押予告及び給与照会を実施するなど、滞

納者のプライバシーに配慮しつつ、差押だけに依ることなく継続的な自主納付へ繋げるものとする。

(10) 決算時期の納付について

現年度賦課分について、5月中に納付する分は5月25日までに、過年度滞納繰越分について、3月中に納付する分は3月25日までに、それぞれ納付させるよう折衝を行う。

(11) 困難案件の取扱

徴収担当者単独での対応が困難と思われる滞納者が来庁した際には、複数又は担当係長若しくは課長が同席するなどにより、職員の安全確保を担保しつつ円滑な折衝を進める。

また、必要に応じて関係各部署で情報共有及び案件協議を行い、組織として処理方法を決定する。

③ 早期滞納処分の強化と関係官庁・関係部署間の連携

支払能力がありながら納付督促・指導に応じないなど、支払意思が見られない悪質な滞納者に対して、町税等及び公債権においては、預金、勤務先給与、生命保険、不動産、売掛金等の徹底した調査及び実態調査に努め、換価の優先を判断し滞納処分を執行する。

滞納者の的確な実態把握のため、庁内各課との連携はもとより、十勝総合振興局納税課、帯広税務署などの関係官庁との連携を密にし、納付に関する情報の早期収集と内部における情報共有化を図る。

困難事案については、広域的な徴収組織である十勝市町村税滞納整理機構に徴収業務を引き継ぎ、専門的徴収手法を駆使して迅速かつ効果的な滞納整理を行うとともに、町外転出者は札幌道税事務所への徴収嘱託及び地方税法第739条に基づく北海道による直接徴収等の制度を活用するなど、徴収の幅を広げる。

私債権においては、各滞納整理事務処理要綱等に則り、所管課と連携し連帯保証人への連絡、債務履行要請、滞納者に対する処分を行い、早期の納付に結び付けるとともに、使用料等の公正な徴収に努める。また、公債権である保育料の滞納者について悪質と判断される場合は、児童係にて児童手当の特別徴収を実施する。

④ 納付の緩和と減免の適正執行

分割納付の相談には、詳細な生活実態の申出・聞き取りにより納付計画を作成し、必ず納付誓約書を提出させる。また分割による納付期間は、年度内完納を原則とするが、止むを得ず年度を越える計画を認める場合は、新たな滞納を発生させない適切な回数設定となるよう留意する。

納付額を定める際には、滞納者の申出のまま安易な額を認めることなく、分割納付期間は現年度分については1年を、滞納繰越分については2年以内を目処に設定し、早期完納を図る。

また、納付誓約者に関しては履行監視を行い、約束不履行の場合は速やかに催告

を行い、継続的な納付を督促するとともに、応じない場合は滞納処分を行なう。

なお、生活実態、収入及び資産状況等によって、徴収猶予や減免等に該当することが見込まれる場合は、所管課と連携して手続きを促す。

〔5〕 執行停止及び徴収停止の適正実施

徴収不能な滞納者に対し、滞納原因、事業・就業状況、生活実態、資産の内容、所在の有無等の調査の結果、地方税法第15条の7第1項各号に該当する事案については、「町税等及び強制徴収公債権に係る滞納処分の執行停止取扱要綱」に則って、滞納処分の執行停止を行う。

また、地方自治法施行令第171条の5に該当する、その他の事案についても、同要綱を参考に徴収停止を行うなど、適切な滞納整理を行うものとする。

〔6〕 自主納付の推進

納期内納付や自主納付の意識向上を図るため、町税に係る納税教育や納税思想の普及PRなどを行うとともに、未納防止策として町税及び使用料等における口座振替制度の一層の推進を図る。また、納付しやすい環境づくりとして進めているスマートフォン決済や地方税納税システムでの納付についての周知も推進する。

〔7〕 業務改善の推進と研修の充実

職員一人ひとりが常に業務効率化の意識を持ち、継続的に業務改善を推進する。

また、職員の滞納整理に関する基礎知識と徴収スキルを高めるため、研修参加の充実を図り、収納率向上に資する。

〔8〕 町税等収納事務運営方針の策定

この運営方針は毎年度策定し、これを広く公表するものとする。

令和8年7月1日

芽室町長 手島 旭